

【CLOメルマガ】仲裁制度のご紹介

弁護士法人中央総合法律事務所 メールマガジン（第25号）

弁護士法人中央総合法律事務所では、主として名刺交換をさせていただいた方を対象とし、有用な法律情報等をお知らせすべく定期的にメールマガジンを発行させていただいております。

今号では、仲裁制度について解説いたします。

以下は、事務所ウェブサイトに公表している「仲裁制度のご紹介」の要約です。

全文ご覧いただくにはこちらの URL から

・「仲裁制度のご紹介」

(<https://www.clo.jp/column/3158/>)

【仲裁制度のご紹介】

紛争が発生した際の解決方法として、我が国でメジャーに利用されている手続はおそらく訴訟や調停ではないかと思えます。しかし、訴訟は第一審だけでも長い時間を要するのが通常であり、控訴や上告がなされるとさらに長い時間を要することとなります。また、訴訟には、時間がかかること以外にも、公開審理が原則であり守秘性の確保が難しいこと、裁判官が必ずしも当該事件の分野や業界の実情に詳しいわけではないこと、外国における執行が奏功しない可能性があること等のデメリットがございます。

これに対して仲裁は、控訴や上告が原則として許されないことから訴訟と比べて早期の解決を期待することができ、審理も非公開で行われるため守秘性も確保す

ることができます。また、当事者の合意によって仲裁人を選ぶことができるため、当該事件の分野等に応じた専門性を有する仲裁人を選任することで、専門的知見に基づいた判断を期待することができます。さらに、我が国の仲裁法は仲裁判断が確定判決と同一の効力を有することを定めるとともに、NY条約によって、160を超える加盟国・地域での仲裁判断の承認及び執行が保証されています。

このように、仲裁には訴訟と比べたときにいくつかのメリットがありますが、仲裁人の選任を始め手続規則の制定や手続の管理を当事者のみによって行うことは交渉コスト等を考慮すると現実的ではありません。そこで、実際には、常設仲裁機関を利用した機関仲裁が利用されることが多いです。商事仲裁について我が国で著名な常設仲裁機関は日本商事仲裁協会(JCAA)になるかと思いますが、同協会は仲裁人候補者リストや仲裁手続規則を定めており、事務局による手続管理も用意されています。

また、仲裁の利用に当たっては当事者間で仲裁合意を行う必要がありますが、紛争が発生した後に仲裁合意をすることは現実的ではなく、事前に契約書中に仲裁合意を定めることが重要となります。仲裁合意においては、対象となる民事上の紛争について当事者が仲裁判断に服することを明確にする必要がありますが、仲裁機関・仲裁規則の正式名称を正確に記載することや、仲裁地をどこに定めるかも重要となります。

当該事件の内容や経緯等を踏まえて最適な紛争解決手続を選択することが重要ではありますが、事案の内容に応じては、訴訟や調停よりも仲裁が適切な選択肢となる場合もあり得ると思われれます。

~~~~~

<この記事に関するお問い合わせ先>

弁護士 土肥 俊樹 ([doi\\_t@clo.gr.jp](mailto:doi_t@clo.gr.jp))

~~~~~

※本メールマガジンは、主として弊事務所弁護士と名刺を交換した方に送らせて
いただいております。

※本メールアドレスは送信専用のメールアドレスです。このメールに返信しないよう
にお願いいたします。

【配信停止・お問い合わせについて】

今後、本メールマガジンの配信停止をご希望の方、メールアドレスの変更その他
お問い合わせがございましたら、大変お手数ではございますが、下記メールアドレス
までご連絡ください。

(clo_mlstop@clo.gr.jp)

.....

弁護士法人中央総合法律事務所 (<https://www.clo.jp/>)

(大阪事務所)

〒530-0047 大阪市北区西天満 2 丁目 10 番 2 号 幸田ビル 11 階(受付 5 階)

TEL:06-6365-8111 FAX:06-6365-8289

(東京事務所)

〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2-2-3 日比谷国際ビル 18 階

TEL:03-3539-1877 FAX:03-3539-1878

(京都事務所)

〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町 8 番 京都三井ビル 3

階

TEL:075-257-7411 FAX:075-257-7433

Copyright (C) Chuo Sogo Law Office, P.C.

All Rights Reserved.

.....